

## 2019 年度 認定都市プランナー、認定准都市プランナー 認定審査のお知らせ Certified Urban and Regional Planner

2019 年度の認定都市プランナー及び認定准都市プランナーの認定を、下記の通り実施いたしますのでお知らせいたします。

認定都市プランナー制度は、2015 年 10 月に創設した制度で、一般社団法人都市計画コンサルタント協会が、公益社団法人日本都市計画学会、公益財団法人都市計画協会、特定非営利活動法人日本都市計画家協会と連携して、都市計画の実務専門家を認定する制度です。

認定都市プランナーは、認定申請する専門分野(巻末の附表参照)を明らかにしたうえで実務実績に重きを置いた審査を受けることが大きな特徴です。

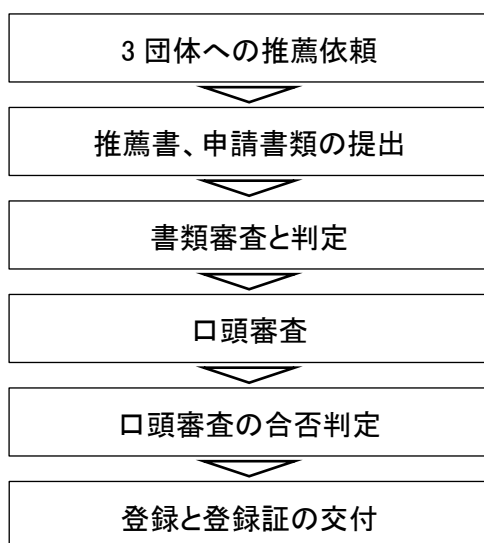
また、本制度は、一般社団法人都市計画コンサルタント協会、公益社団法人日本都市計画学会、特定非営利活動法人日本都市計画家協会(以下3団体という)いずれかの法人からの推薦を受けて認定の申請を行うものであります。

なお、既に認定都市プランナーもしくは認定准都市プランナーを取得登録している人が新たな専門分野の認定登録を得ようすること及び認定准都市プランナーから認定都市プランナーにステップアップしようとすることを歓迎いたします。奮って応募してください。

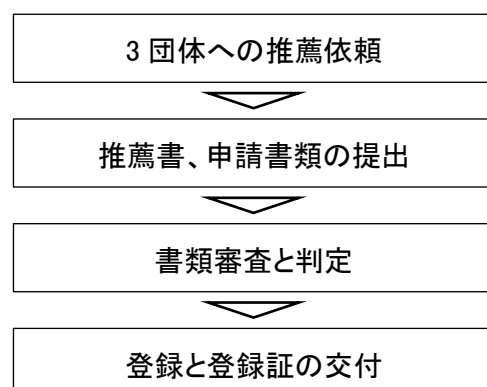
### 1. 審査の流れ

認定都市プランナー及び認定准都市プランナーにおける審査の手順は下記の通りです。認定准都市プランナーは、口頭審査を行いません。

#### <認定都市プランナー>



#### <認定准都市プランナー>



## 2. 応募資格

### ●認定都市プランナー

都市計画分野(※注1)における実務経験が15年以上(※注2)の都市計画実務専門家で、3団体のいずれかから推薦を受けた民間機関等に属する者(※注3)

### ●認定准都市プランナー

都市計画分野(※注1)における実務経験が5年以上(※注2)の都市計画実務専門家で、3団体のいずれかから推薦を受けた民間機関等に属する者(※注3)

(※注1)

・都市計画分野とは、巻末<参考資料-1>の12の専門分野の範囲を指します。

(※注2)

・実務経験年数は、2019年3月末日現在で計算して下さい。

・大学院(修士課程、博士課程)の期間は、実務経験年数に含みません。

(※注3)

・「民間機関等に属する者」とは、次に掲げる法人において都市計画実務に定常的に従事する者としてします。

1) 会社法第2条第1号に規定する会社

2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人等で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する認定を受けたものを含む。

3) 特定非営利活動促進法第2条第2号の規定による特定非営利活動法人

4) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

## 3. 推薦基準

一般社団法人都市計画コンサルタント協会、公益社団法人日本都市計画学会、特定非営利活動法人日本都市計画家協会のいずれかに属する民間機関等の都市計画実務専門家であるとともに、プランナーの区分ごと、次の全ての項目を満たすことが必要です。

### ●認定都市プランナー

- ① 都市計画分野における実務経験が15年以上であること
- ② 登録する専門分野において、責任のある立場での実務実績を5件以上有すること
- ③ 都市計画全般において、責任のある立場での実務実績を5件以上有すること

### ●認定准都市プランナー

- ① 都市計画分野の実務経験が5年以上であること
- ② 都市計画の基本的知識(法令、事業制度等)を習得していると認められること
- ③ 都市計画分野の業務において、上司の指導のもとに一定水準以上の成果を出すことが出来ると認められること

- ④ 登録する専門分野における実務実績を3件以上有すること
- ⑤ 都市計画全般における実務実績を3件以上有すること

#### 4. 推薦方法

推薦は3団体ごとに次のように行います。詳しくは各団体に問い合わせてください。

##### 【都市計画コンサルタント協会】

都市計画コンサルタント協会の依頼を受けた会員企業の代表者、もしくは都市計画部門の長が推薦。

##### 【都市計画学会】

都市計画コンサルタント協会の依頼を受けた学会が推薦。

##### 【都市計画家協会】

都市計画コンサルタント協会の依頼を受けた家協会が推薦。

#### 5. 審査方法

3団体のいずれかから推薦を受けたものを対象に、下記の審査を行う

##### (1) 書類審査

###### 1) 推薦書および申請書類の入手方法と提出

- ・都市計画コンサルタント協会のホームページ「認定都市プランナー制度」のページから、それぞれの推薦を受けようとする団体を選択したうえで、推薦書および申請書類をダウンロードして下さい。(http://www.toshicon.or.jp/jitsumusenmonka)
- ・申請書類に記入したのち、3団体それぞれが指定する推薦者の署名捺印をもらって提出して下さい。
- ・専門分野は12分野のうち、ひとつを選択して下さい。複数の選択は出来ません(専門分野は巻末の<参考資料-1>を参照)。  
(注)都市計画学会の推薦を受けようとする認定准都市プランナーは、所属する組織の代表もしくは都市計画部門の長の推薦が必要となります。推薦書は学会のHPからダウンロードして下さい。(http://www.cpij.or.jp/com/coop/planner.html)
- ・申請書提出後の修正依頼は受け付けません。

###### 2) 推薦書および申請書類の提出期限

- ・推薦者が署名捺印をした推薦書及び審査を受ける専門分野を選択した申請書類一式(施行規程第11条第1項)を、**2019年6月7日(金)までに(消印有効)**下記に郵送して下さい。

郵送先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-12-18 ハイツニュー平河  
一般社団法人都市計画コンサルタント協会 認定都市プランナー制度運営事務局

- ・また、併せて、上記期日までに推薦書及び申請書類一式をEメールにて、下記に送

付してください。

送付先 ※電子データを送付しない場合は、受け付けることが出来ません。

curp@toshicon.or.jp

### 3) 書類審査方法、判定通知

- ・認定都市プランナー評価委員会が、①推薦された者が推薦基準に合致していること、②申請書類の不備の有無等について書類審査の判定を行い、申請書類締め切り後概ね1ヵ月後に判定結果を申請者本人に通知します。
- ・書類審査を通過した認定准都市プランナー申請者については、結果通知書とともに、登録の案内書を郵送しますので、登録手続きを行ってください。

## (2) 口頭審査(※認定都市プランナーのみ)

書類審査を通過した認定都市プランナー申請者には、結果通知書とともに受験票を郵送しますので、そこに審査手数料領収書、本人の顔写真、返信用切手を貼付し、協会事務局に送り返して下さい。この後に審査日時を記載した受験票を送りますので、口頭審査に進んで下さい。

なお、口頭審査は、想定を超えた応募者があった場合は、2回に分けて実施することがあります。この場合、2回の振り分けは抽選にて行います。

第1回は次に示す月日で実施します。

### 1) 口頭審査の日程(第1回)

**・2019年10月12日(土)、10月13日(日)、10月14日(祝)、10月19日(土)、10月20日(日)のいずれか1日の午前10時から午後5時までの間の1時間**

※認定申請者それぞれの口頭審査の日時は、受験票に記載します。

※受験票に記載する受験日時に対する変更の申し出は、原則として受け付けません。

### 2) 口頭審査会場(予定)

「ちよだプラットホームスクウェア」

東京都千代田区神田錦町3-21

### 3) 審査手数料 15千円

### 4) 受験票の送付

- ・口頭審査の遅くとも1ヵ月前までに、口頭審査の受験票を申請者宛に郵送にて送付します

## 5) 口頭審査の内容

口頭審査は、原則として日本都市計画学会推薦の学識経験者と第1期認定都市プランナーの2名1組が口頭審査委員となり実施いたします。

口頭審査では、あなたが提出した申請書をもとに、次のような項目に関して口頭審査委員から質問があります。また、それぞれの項目の時間配分は次の表の通りです。

項目	主な内容	概ねの配分時間
①表現力	・業務実績調書等の申請書類の記述が適切かどうかの評価	—
	・都市計画の実務における自分自身のこれまでの取り組みに関する自己PRを行う(自慢の出来る業務実績、実務遂行上の信念、認定都市プランナーとして取り組みたいこと など)。	5分程度
②業務に関する資質・能力、実務経験等に関する質疑応答	・申請した専門分野に関する業務実績調書及び業務実績の業務概要をもとに、基礎的認識、取り組み方、果たした役割等についての質疑応答(様式3-1、3-3)	15～20分程度
	・都市計画全般に関する業務実績調書及び業務実績の業務概要をもとに、基礎的認識、取り組み方、果たした役割等についての質疑応答(様式3-2、3-4)	10～15分程度
③その他実務専門家としての社会性、倫理性に関する質疑応答	・社会的活動への参加(様式2-3)、人材育成等に関する質疑応答	5分程度
	・認定都市プランナーとして備えるべき、都市計画業務が持つ社会性・公益性に関する倫理観の質疑応答 <sup>注3)</sup> (認定都市プランナー倫理規定 <sup>注4)</sup> に対する理解度)	
計		45分程度

注1) 口頭審査の配点は、上記の② が最も重視されます。

注2) また加点要素として、例えば優良業務登録制度(ejob 事業)で優良業務として登録された業務実績があることなどがあります。詳しくは、様式3-1、3-2の※をご覧ください。

注3) 倫理観については、認定都市プランナーが備えるべき必須的要件であるため、合格基準点を他の項目より高く設定しております。

注4) 認定都市プランナー倫理規定については、巻末にある<参考資料-2>をご覧ください。口頭審査において項目及び内容を必ず問われます。

## 6) 口頭審査の②において認定都市プランナーとして判定する基本的基準

口頭審査において重視される上記の「②業務に関する資質・能力、実務経験等に関する質疑応答」については、次のような認定都市プランナーとして求められる習熟度の基準のもとに判定します。

「認定都市プランナーとして認定する習熟度の基準は、都市計画全般における基礎的知識を有するとともに、実務経験 15 年以上のプランナーの標準的な習熟状況を上回る資質・能力を有し、責任のある立場での業務遂行（部下を指揮しつつ、業務の進捗管理、内容の質的確保・向上、新たな提案等の業務遂行を中心的に担い、責任を持って一定水準以上の成果を出すこと）が出来るプランナーであること」

#### 7) 認定准都市プランナー登録者が認定都市プランナーを受験する場合の特例

認定准都市プランナーを登録済みの人が、同一の専門分野で認定都市プランナーを受験する場合、口頭審査の内容によっては口頭審査委員の判断により優先的に加点を行うことがあります。

#### 8) 審査結果の通知と登録

・2019 年 12 月末日までに本人に郵便にて通知する予定です。

### 6. 登録と登録証の交付

合格された方には、登録申請書を提出するとともに登録手数料を納付することにより、登録証を交付いたします。なお、登録手数料は以下の通りです。

- 認定都市プランナー：20千円
- 認定准都市プランナー：5千円

※2 分野以上の専門分野を登録する場合は、登録料が上記の半額になります。

### 7. 登録内容のデータベース化と公開

登録した内容（個人情報を除く）は、本協会のホームページにおいて、検索可能なデータベースとして公開します。

問い合わせ先

(一社)都市計画コンサルタント協会 事務局

電話：03-3261-6058

Email: [curp@toshicon.or.jp](mailto:curp@toshicon.or.jp)

※認定都市プランナー制度の詳しい内容は、都市計画コンサルタント協会ホームページの認定都市プランナー等認定登録制度施行規程、施行規則を参照して下さい。

<http://www.toshicon.or.jp/jitsumusenmonka>

12の専門分野区分とその例

専門分野区分		例
基本分野	①総合計画	国土計画、地方・広域計画、都市総合計画・都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画に係る調査・分析・予測
	②土地利用計画	土地利用計画、地域地区制度活用、地区計画、土地利用計画に係る調査・分析・予測
	③市街地整備計画	市街地整備計画、土地区画整理事業計画、市街地再開発事業計画、住環境整備事業計画、住宅地計画、団地計画・再生事業計画、市街地整備計画に係る調査・分析・予測
	④交通計画	都市総合交通計画、交通施設計画(鉄道・新交通・LRT・街路・自転車道、駅広等)、交通計画に係る調査・分析・予測、都市交通網形成計画、
	⑤公園緑地計画	緑の基本計画、緑地・公園計画、農とみどりのまちづくり、公園緑地計画に係る調査・分析・予測
横断的分野	⑥防災	都市防災・地域防災計画、避難計画・誘導、宅地防災、災害復興、都市防災に係る都市解析及び空間分析・予測
	⑦景観・都市デザイン	景観計画、景観まちづくり、色彩調査・計画、都市空間デザイン、歴史まちづくり、景観に係る調査・解析・空間分析・予測
	⑧環境・エネルギー	環境基本計画、環境影響評価、低炭素対策、スマートシティ・エネルギー供給計画、廃棄物政策、上・下水道計画、環境・エネルギー計画に係る調査・解析・分析・予測
	⑨コミュニティデザイン <sup>注)</sup>	住宅政策・住生活基本計画、市民参加・自主まちづくり、担い手育成・支援、まちづくりリテラシー教育、ICTまちづくり、防犯まちづくり、コミュニティデザインに係る調査・解析・分析・予測
	⑩健康・福祉	福祉のまちづくり・地域福祉計画、高齢社会対策・高齢者福祉計画、健康・医療・福祉のまちづくり、福祉系住宅政策、各種健康福祉関係データの分析、評価
総合マネジメント	⑪都市・地域経営	都市再生、コンパクトシティ形成支援、中心市街地活性化、公共施設政策(再編・ストック管理等)、産業政策(観光・農山漁村振興・流通運輸工業団地計画など)、TOD/交通拠点開発、資産活用管理(空家・中古住宅流通など)、リノベーション、計画・事業効果検証・分析、都市計画関連法制、地方財政・金融
	⑫プロジェクトマネジメント・エリアマネジメント	プロジェクトマネジメント、エリアマネジメント、MLIT/国際化業務、プロジェクトやエリアマネジメントに関する空間分析・調査・分析・予測

注) 今後、「コミュニティデザイン」は、例で示した細項目の内容と整合させるため、「住まい・コミュニティデザイン」と名称を変更することがあります。

## 認定都市プランナー倫理規定

認定都市プランナーは、持続可能で豊かな都市の実現に寄与する都市計画コンサルタントの使命と職責を自覚し、責任ある技術者として中立・公正な立場で信義に基づき誠実に職務を遂行するとともに、都市計画が高い公共性を有していることを認識し、日頃から専門技術の研鑽に励み、公共の福祉の向上に貢献し、社会からの信頼と尊敬を得るために、次の事項を遵守する。

## 1. 品位の保持

認定都市プランナーは、常に専門家として、また一人の人間として品位の向上と保持に努めること。

## 2. 秘密の保持と漏洩の防止

認定都市プランナーは、業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

## 3. 社会的責任の全う

認定都市プランナーは、法令の遵守はもとより、その活動が社会・経済・環境に与える影響が多であることを認識し、業務遂行過程における各種判断や言動について責任を持つこと。

## 4. 公共の福祉への貢献

認定都市プランナーは、業務の遂行にあたって、社会全体の利益を重んじ、公共の福祉の向上に貢献するよう努めること。

## 5. 社会的公正の確保

認定都市プランナーは、多様な関係主体の意見を尊重しつつ、専門的見地から客観性と透明性をもって業務を遂行し、社会的公正の確保に努めること。

## 6. 業務の品質向上と技術的責任の全う

認定都市プランナーは、常に知識を磨き、技術力の向上に努め、業務の品質向上に最大限の努力を払うとともに、業務の技術的内容について説明責任を果たすこと。

## 7. 社会活動等への積極的参加

認定都市プランナーは、都市計画が社会科学の側面を有していることを認識し、その専門的知識・技術を市民団体、学会、協会等へ積極的に参加することにより有効に活用し、広く社会に貢献すること。

## 8. 他の分野の専門家との交流・協調

認定都市プランナーは、都市計画が多様な広がりを持つことを認識し、他の分野の専門家と積極的に交流するとともに、業務の遂行にあたっては協調に努めること。